

●長崎県公立大学法人 平成29年度第7回理事会 議事録

日 時	平成29年11月2日(木)
場 所	十八銀行会議室
出席者	稲永理事長、太田副理事長(学長)、宮脇理事、百岳専務理事(事務局長)
配付資料	<p>【資料1-1】改正労働契約法の特例適用に係る関係規程の制定及び改正について</p> <p>【資料1-2】長崎県公立大学法人職員就業規則の一部を改正する規則(案)</p> <p>【資料1-3】長崎県公立大学法人非常勤職員就業規則の一部を改正する規則(案)</p> <p>【資料1-4】長崎県公立大学法人教員任期規程の一部を改正する規程(案)</p> <p>【資料1-5】長崎県公立大学法人特任教員規程の一部を改正する規程(案)</p> <p>【資料1-6】長崎県公立大学法人特任教員任期規程(案)※制定</p> <p>【資料1-7】長崎県立大学非常勤講師規程の一部を改正する規程(案)</p> <p>【資料1-8】長崎県立大学非常勤講師任期規程(案)※制定</p> <p>【資料2-1】「長崎県公立大学法人就学支援基金」の設立について</p> <p>【資料2-2】長崎県公立大学法人修学支援基金規程(素案)</p>
議 事	<p>【審議事項1】改正労働契約法の特例適用に係る関係規程の制定及び改正について</p> <p>資料1-1から1-8に基づき、事務局から次の説明があり、異議なく承認された。</p> <p><説明事項></p> <ul style="list-style-type: none"> ・H25.4.1に改正労働契約法が施行され、有期労働契約が反復更新されて通算5年を超えたときは、労働者の申込みにより、期間の定めのない労働契約(無期労働契約)に転換できるルールが導入された。 ・事務職員(特任職員及び臨時職員)については、H27年度に関係規程の改正を行い、無期転換ルールを導入済。 ・一方、大学の教員については、無期転換申込権発生までの期間(原則)5年を10年とする労働契約法の特例が設けられた(H26.4.1施行)。 ・当該特例の適用にあたっては、任期法の規定に従い任期を定めること、また大学において教員の任期に関する規程を定める必要がある。 ・H29.9.4に両キャンパスの職員過半数代表者へ就業規則等の変更について提案を行い、導入への反対意見はなかった。 <p>【審議事項2】「長崎県公立大学法人就学支援基金」の設立について</p> <p>資料2-1及び2-2に基づき、事務局から次の説明があり、異議なく承認された。</p> <p><説明事項></p> <ul style="list-style-type: none"> ・経済的理由で修学に困難がある学生を対象に、寄附により積み立てた基金から学生への経済的支援を行う制度を設ける。 ・今後広く公報し、寄附を募っていく。